**鶴ヶ島市からのお知らせ**

川越新聞記者会の皆さんよろしくお願いします

**タイトル**

　鶴ヶ島市内の空き店舗を活用する市内進出事業者及び創業者の方に店舗改修費と家賃の一部を補助します

**日時**

　令和３年４月１日

**場所**

　鶴ヶ島市市民生活部産業振興課（庁舎２階）

**主催者・関係者**

　鶴ヶ島市

**本文**

　市内空き店舗を活用して、新型コロナウイルス対策な

どから事業所等を他自治体から市内に移転する事業者及び新規出店する創業者に対し、店舗改修費用及び家賃費用の一部を補助します。

●**補助対象者**（下記要件を満たす事業者）

・鶴ヶ島市外で事業を営んでいた店舗又は事務所を閉鎖し、鶴ヶ島市内空き店舗を利用し事業を継続する中小企業者又は個人事業主（移転事業者の場合）。

・特定創業支援事業を受けたことの証明を受け、鶴ヶ島市内空き店舗を利用し事業を行う創業者（創業者の場合）。

・許認可を要する業種にあっては、当該許認可を受けていること（当該許認可を受けることが確実と認められる場合を含む）。

・同一の場所において2年以上継続して事業を営む旨の誓約があること。

・市民税の滞納がないこと。

・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第５項に規定する営業に該当しないこと。

・暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）と不適切な関係を有していないこと　など。

**効果・影響等**

　●**補助内容**（いずれも申請前に相談が必要です）

【店舗改修費補助】

賃貸借契約をした空き店舗において、事業を始めるにあたり必要な改修工事

※消費税及び地方消費税を除く。補助は１回に限る。交付決定後に着工。申請年度内に工事完了、支払い、実績報告が必要。

補助率　1／2

補助限度額　40万円　※1,000円未満は切り捨て。

【家賃補助】

賃貸借契約した空き店舗の賃借料。

※敷金、礼金及び共益費等並びに消費税及び地方消費税を除く。12ヶ月以内。年度を越える月分については、翌年度の予算状況により補助（要継続申請）。

補助率　1／2

補助限度額　５万円（１ヶ月あたり）　※1,000円未満は切り捨て。

**担当部署名**

　市民生活部産業振興課商工労政担当

**連絡先**

　**電話**　049-271-1111（内線231）

　**電子メール**　10400110@city.tsurugashima.lg.jp